

平成26年12月11日提出

指定管理者の指定について

指定管理者を次のように指定する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 施設の名称 (1) 熊本市東部在宅福祉センター  
(2) 熊本市東老人福祉センター
- 2 指定管理者 東部福祉センター管理運営共同企業体  
代表者 熊本市東区健軍4丁目5番10号  
有限会社 ケアランド熊本  
取締役社長 佐土原 護  
  
熊本市南区江越1丁目14番10号  
株式会社 パブリックビジネスジャパン  
代表取締役 萩原 宣
- 3 指定期間 自 平成27年4月1日  
至 平成30年3月31日

(提出理由)

熊本市東部在宅福祉センター及び熊本市東老人福祉センターの指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。